

(様式2：事前指導)
保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意して下さい。

2 設置後の届け出について

平成14年10月に施行された改正児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1ヶ月以内に都道府県知事に対する届け出が義務づけられました。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1ヶ月以内に届け出をして下さい。又、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご留意下さい。なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の2）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。但し、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

- ① 1日に保育する乳幼児が5人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかなもの。
- ② 事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。
- ③ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。
- ④ 厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該組合の構成員の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。
- ⑤ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設であって、当該顧客の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下あるもの。（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ⑥ 親族間の預かり合い。（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ⑦ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑧ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設。（同一敷地内等）

3 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

（1）サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面交付（児童福祉法第59条の2の4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。

(書面交付内容)

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の待遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の待遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づ

き都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に
対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、
立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をする
ことがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第62条第3号)

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、
児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしてお
り、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改
善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命
ずることができることとなっております。(児童福祉法第59条第3項～第5
項)

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児
童福祉法第60条の4)

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十 分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受 けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

(保育施設名)



施設の所在地 〒○○○-○○○○
○○県○○市○○1-2-3 △ビル
事業開始年月日 ○年○月○日

設置者 ○○○○
管理者(施設長) ○○○○

提供する保育サービス

◇開所時間

◇定員

◇保育内容・利用料金

◇保育従事者等の配置

施設の概要

◇建物の構造

◇主な設備

総延べ面積 m²

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県(○○部○○課)
(TEL)

○○○保育室

施設の所在地 〒○○○-○○○○
○○県○○市○○1-2-3 △ビル
事業開始年月日 ○年○月○日
設置者 ○○株式会社(代表 ○○○○)
管理者(施設長) ○○○○

提供する保育サービス

◇開所時間

○月曜日～金曜日 ○：○○～○：○○ (延長時間帯～○：○○まで)
○土日・祝祭日 ○：○○～○：○○ (延長時間帯～○：○○まで)

◇定員

30名(0歳児5名 1・2歳児10名 3歳以上児(就学前まで)15名)

◇保育内容・利用料金

○月極預かり ***円～***円
○一時預かり ***円～***円
○延長保育料金 ***円～***円

※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
※上記料金の他、別途食事代(***円)、おむつ代(***円)等がかかります。

◇保育従事者等の配置

○当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。

月曜日～金曜日

○：○○～○：○○ 8名(保育士6名 その他2名)
○：○○～○：○○ 4名(保育士3名 その他1名)
(延長時間帯)

土日・祝祭日

○：○○～○：○○ 8名(保育士6名 その他2名)
○：○○～○：○○ 4名(保育士3名 その他1名)

○その他調理員1名を配置しています。

施設の概要

◇建物の構造 鉄筋コンクリート造り

◇主な設備

・保育室(2階○室) ***m² ・調理室(2階○室) ***m²
(3階○室) ***m² ・その他 ***m²
・乳児室(2階○室) ***m²

総延べ面積 ***m²

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき○○県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 ○○県(児童家庭部保育課)
(TEL 01-2345-6789)

○○○○(施設名) 利用に当たって

平成〇年〇月〇日

(契約者名) ○○○○ 様

(設置者名) ○○○○ 

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

- ◇ 保育内容・料金
- ◇ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額
- ◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容
- ◇ その他条件等

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) ○○○○ (職名:)
(担当者連絡先) TEL 01-2345-6789
(受付時間)

施設の概要

- 施設の名称・所在地
- 設置者氏名(名称)・住所(所在地)
- 管理者(施設長)氏名・住所

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先: ○○県(○○部○○課) TEL 01-2222-3333】

○○○保育室利用に当たって

平成〇年〇月〇日

(契約者名) ○○○○ 様

○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○㊞

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	○○○○(平成〇年〇月〇日生 〇歳〇か月)
利用形態	月極保育
利用期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
料 金	入会金 ×××円(初回のみ) 利用料 ひと月×××円 その他 食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収致します。

※詳しい保育内容については、別添の「○○○保育室利用のしおり」のとおりです。

◇ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保険の種類	
保険事故 (内 容)	
保険金額	*****円

※詳しくは、別添の「○○保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。
また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年〇回の定期健康診断を実施します。

〔
【医療機関】 △△△病院
【所在地】 〒000-0000 ○○県○○市○○ 1-10-20
〕

◇ その他条件等

・利用に当たっては、別添の「○○○保育室利用規約」記載事項を遵守してください。

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

(担当者氏名) ○○○○ (職名:主任保育士)
(担当者連絡先) Tel 01-2345-6789
(受付時間) 午前8時～午後5時

施設の概要

- 施設の名称・所在地 ○○○保育室
○○県○○市○○1-2-3 ABCビル2階
- 設置者・住所 ○○○○
○○県○○市○○4-5-6
- 施設長・住所 ○○○○
○○県○○市○○7-8-9

※当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき○○県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先:青森県(こどもみらい課) Tel 017-734-9302】